

令和 6（2024）年度 日本学術振興会 外国人特別研究員諸手続の手引
令和 5（2023）年度版からの主な変更点

1. 変更した主な項目

1) 証明書の郵送廃止【J23/E23】

証明書の郵送を廃止し、電子媒体のみの発行とする。

2) 外国人特別研究員に係る情報修正【J33/E33】

採用後に外国人特別研究員の所属機関が変更となった場合も様式 9「受入研究者及び外国人特別研究員に係る情報修正届」の提出を要することとする。

2. 新規に追加した項目

傷病を理由とする採用期間の中断【J29-30/E29-30】

出産・育児に係る採用期間の中断に加え、傷病により採用期間の中断を希望する者を対象とした中断制度を導入することとする。採用期間中通算して 12 か月を上限とし、中断回数に上限は設けない。

以上